

議案第13号

逗子市まちづくり条例及び逗子市景観条例の一部改正について

逗子市まちづくり条例及び逗子市景観条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市まちづくり条例及び逗子市景観条例の一部を改正する条例

（逗子市まちづくり条例の一部改正）

第 1 条 逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 条～第 6 条」を「第 1 条―第 6 条」に、

「第 2 章 計画的なまちづくりの推進

第 1 節 まちづくり基本計画（第 7 条）

第 2 節 推進地区基本計画（第 8 条・第 9 条）

を

第 3 章 市民によるまちづくりの推進

第 1 節 地区まちづくり協議会（第10条～第14条）

第 2 節 テーマ型まちづくり協議会（第15条・第16条）

」

「第 2 章 計画的なまちづくりの推進（第 7 条―第 9 条）

に、

第 3 章 市民によるまちづくりの推進（第10条―第16条）

」

「第19条～第35条」を「第19条―第35条」に、「第36条～第47条」を「第36条―第47条」に、「第49条～第52条」を「第49条―第52条」に、「第53条～第63条」を「第53条―第63条」に改める。

第 2 条第 3 項中「逗子市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想（以下「基本構想」という。）と逗子市環境基本条例（平成 9 年逗子市条例第 2 号）」を「逗子市環境基本計画、逗子市都市計画マスタープランその他土地利用

に係る諸計画（以下「計画等」という。）」に改める。

第2章中「第1節 まちづくり基本計画」を削る。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第2章中「第2節 推進地区基本計画」を削る。

第8条第1項中「まちづくり基本計画」を「計画等」に改め、同条第7項中「前5項」を「第2項から前項まで」に改める。

第3章中「第1節 地区まちづくり協議会」を削る。

第10条の見出し中「地区まちづくり協議会」を「まちづくり協議会」に改め、同条第1項中「まちづくりの計画」の次に「又は計画等の内容を補完し、発展させることを目的としたまちづくりの計画」を加え、「地区まちづくり計画」を「まちづくり計画」に、「地区まちづくり協議会」を「まちづくり協議会」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 構成員が5人以上の市民であること。ただし、地区を限定した計画を目的とする場合は、過半数が当該地区の地区住民等であること。

第10条第1項第2号中「地区住民等」を「市民、地区住民等」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) その他市長が不適切であると認める活動の目的及び内容ではないこと。

第10条第2項及び第3項中「地区まちづくり協議会」を「まちづくり協議会」に改め、同条第5項中「地区まちづくり計画で定める」を「まちづくり計画で策定できる」に改め、「のうち必要なもの」を削り、同項第5号中「景観・街並み」を「景観」に改め、同項第6号中「保全」を「保全・緑化」に改め、同項第7号中「緑化」を「交通」に改め、同項第8号中「生活環境」を「住環境」に改め、同条第6項中「地区まちづくり協議会」を「まちづくり協議会」に、「地区まちづくり計画」を「地区を限定したまちづくり計画」に改める。

第11条を次のように改める。

（まちづくり計画の提案等）

第11条 まちづくり協議会は、次の各号のいずれにも該当するまちづくり計画を策定したときは、当該計画の内容を計画等に定めるべき事項として、市長に対し提案することができる。

- (1) まちづくり計画の内容が、基本原則に則していること。
 - (2) まちづくり計画の内容を市民に対して説明会等を行い、意見が十分に反映されていること。
 - (3) まちづくり計画の内容が土地利用の制限に関する場合は、その内容に当該土地利用の制限に係る区域内の地区住民等及び利害関係人の意見が十分に反映されていること。
 - (4) まちづくり計画の内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
 - (5) その他市長が不適切であると認めるまちづくり計画の内容ではないこと。
- 2 市長は、前項の規定による提案があった場合、逗子市まちづくり審議会（第53条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、計画等に反映するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による提案が計画等に反映されたときは、市民、事業者等は、計画の実現に努めるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定によるまちづくり計画の内容が、有益で実現性が高いと認めるときは、事業化に努めるものとする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「地区まちづくり協議会」を「まちづくり協議会」に、「地区まちづくり計画」を「まちづくり計画」に改め、同項第1号本文中「地区まちづくり区域」を「まちづくり計画の区域（以下「地区まちづくり区域」という。）」に改め、同項第2号中「権利者」を「土地について所有権を有する者及び借地権を有する者」に、「地区まちづくり計画」を「まちづくり計画」に改め、同項第3号中「と前号の規定による」を「と当該」に改め、同条第2項中「地区まちづくり計画」を「まちづくり計画」に改める。

第14条第1項及び第2項中「地区まちづくり協議会」を「まちづくり協議会」に改め、同条第3項中「まちづくり協定」を「地区まちづくり協定」に改める。

第3章中「第2節 テーマ型まちづくり協議会」を削る。

第15条及び第16条を次のように改める。

第15条及び第16条 削除

第21条第2項中「まちづくり基本計画及び」を削る。

第23条第4項第1号中「まちづくり基本計画」を「計画等」に改める。

第53条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「地区まちづく

り計画」を「まちづくり計画」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

附則第8項を削る。

(逗子市景観条例の一部改正)

第2条 逗子市景観条例（平成18年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条～第5条」を「第1条―第5条」に、「第8条～第10条」を「第8条―第10条」に、「第15条～第18条」を「第15条―第18条」に、「第19条～第32条」を「第19条―第32条」に、「第33条～第35条」を「第33条―第35条」に、「第38条～第41条」を「第38条―第41条」に改める。

第7条第4項、第10条の見出し及び同条中「地区まちづくり協議会」を「まちづくり協議会」に改める。

第20条第1項第4号中「第28条第3項」を「第39条」に、「特定小規模景観形成行為」を「小規模対象事業」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(逗子市総合計画策定条例の一部改正)

- 2 逗子市総合計画策定条例（平成26年逗子市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

(提案理由)

都市計画マスタープランの策定に伴い、主に秩序ある土地利用に資する条例としての本来の機能向上を目指し、まちづくりの原拠を整理するとともに、市民参加のまちづくり手法の合理化を図るに当たり、改正の要あるため提案する。